

請 願 文 書 表

令 和 6 年 第 4 回

熊 谷 市 議 会 定 例 会

目

次

請願第 7 号	国に対し、「死亡ひき逃げ事件の公訴時効の撤廃を求める意見書」の提出を求める請願・・・・・・・・・・ 1
---------	---

請願第 7 号	令和 6 年 1 1 月 2 7 日受理
件 名	国に対し、「死亡ひき逃げ事件の公訴時効の撤廃を求める意見書」の提出を求める請願
請 願 者	小関 代里子
紹 介 議 員	黒澤三千夫、小鮎賢二、大久保照夫、林 幸子、権田清志、 大山美智子、腰塚菜穂子
要 旨	別紙のとおり
付託委員会	総務文教常任委員会

【件 名】

国に対し、「死亡ひき逃げ事件の公訴時効の撤廃を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

2009年9月30日午後6時50分頃、埼玉県熊谷市本石1丁目134番地先の路上において、自動車と自転車が関係する死亡ひき逃げ事件が発生し、塾からの帰り道で、自転車に乗っていた、当時、小学4年生（10歳）だった私の長男、小関孝徳が亡くなりました。

この事件は、当初、「過失運転致死罪」により捜査が行われておりましたが、公訴時効10年を迎える2019年9月30日の12日前の9月18日、捜査の罪名を「危険運転致死罪」に変更して適用されたことにより、今もなお捜査が続けられております。

公訴時効とは、犯罪行為を終えてから一定期間内に起訴（公訴提起）されないことによって、検察官がもつ起訴する権限が消滅してしまう法制度のことをいい、死亡ひき逃げ事件における公訴時効は、現行法上、救護措置義務違反が7年、過失運転致死罪が10年、危険運転致死罪が20年となっております。

「殺人罪」や「強盗殺人罪」の公訴時効については、国民世論の高まり等を受け、2010年に法整備がなされ撤廃されておりますが「人を死亡させた罪」という点では死亡ひき逃げ事件も同様であるものの、最高刑が死刑となる「殺人罪」と比べ、死亡ひき逃げの法定刑が軽いことなどを理由に、死亡ひき逃げ事件における公訴時効は現在も存続しております。

犯人検挙により、事件の全容が解明されることを切望しておりますが、2029年に公訴時効が成立してしまえば、息子をひき殺した犯人は罪に問われなくなってしまうです。

2024年11月22日現在、オンライン署名139,390名、手書き署名5,773名の公訴時効の撤廃を求める署名が集められており、また埼玉県議会においても、2022年3月「死亡ひき逃げ事件における公訴時効撤廃に向けた法整備等を求める意見書」が全会一致で可決されております。

人の命を奪った犯人の罪が問われないというのは、いわば「逃げ得」を許すことになりかねないことから、国に対し、死亡ひき逃げ事件の公訴時効の撤廃を求める意見書の提出をお願いいたします。

【請願事項】

国に対し、「死亡ひき逃げ事件の公訴時効の撤廃を求める意見書」を提出する

こと。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。